

埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成13年埼玉県規則第100号）第82条に規定する地盤の沈下の防止に係る緊急時（以下「地盤沈下緊急時」という。）における知事の措置に関し、必要な事項を定める。

(対象地域)

第2条 地盤沈下緊急時の対象地域は、別表1に掲げるとおりとする。

(地盤沈下緊急時の発令及び解除の基準等)

第3条 地盤沈下緊急時の発令及び解除の区分は、地盤沈下注意報、地盤沈下警報とする。

- 2 前項の地盤沈下緊急時の発令及び解除は、別表2に掲げる各地域内の観測所（以下「基準観測所」という。）における地下水位により決定する。
- 3 知事は、別表3に掲げる発令基準又は解除基準に達したと認めるときは、別表1に掲げる地域ごとに発令又は解除をするものとする。

(地盤沈下緊急時の措置)

第4条 知事は、地盤沈下緊急時の発令又は解除を行ったときは、別図の連絡系統により、関係市町及び関係機関の協力を得て、速やかに一般へ周知するとともに、地盤沈下緊急時の発令又は解除を行った地域内に揚水施設を設置する別表4に掲げる大量地下水利用者及び地下水利用者に連絡するものとする。

- 2 知事は、地盤沈下緊急時の発令を行った場合にあつては、前項の大量地下水利用者及び地下水利用者に対して別表5に掲げる地下水の採取の抑制に係る措置を同項に規定する連絡と合わせて要請するものとする。

- 3 前項の規定により知事の要請を受けた者は、地下水の採取を抑制することにより県民の生命、財産又は日常生活に重大な支障を来すおそれがある場合を除き、当該要請に協力しなければならない。
- 4 第1項の規定により地盤沈下注意報の連絡を受けた大量地下水利用者は、様式1により、地盤沈下警報時における措置の実施計画を作成し、揚水施設の設置場所を所管する環境管理事務所長（以下「環境管理事務所長」という。）に当該連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内に提出するものとする。
- 5 第1項の規定により地盤沈下緊急時の発令の連絡を受けた大量地下水利用者及び地下水利用者は、その発令期間中の地下水採取量を様式2により記録し、地盤沈下緊急時の解除の連絡を受けた日の翌日から起算して10日以内に環境管理事務所長に報告するものとする。

（関係市町村等の協力）

第5条 知事は、地盤沈下緊急時の措置を行うにあたって、第1種指定地域及び第2種指定地域内の関係市町長及び許可揚水施設使用者等に対し、必要な協力を求めるものとする。

（その他）

第6条 この要綱は、科学的知見等により、改正するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から実施する。

別表 1

対象地域 (33市、5町、計38市町)

地域区分	地 域 の 範 囲
東部地域 (6市3町)	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町
中央部地域 (9市1町)	川口市、鴻巣市（平成17年9月30日における鴻巣市及び北足立郡吹上町の区域に限る。）、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、蓮田市、白岡市、北足立郡伊奈町
西部地域 (13市1町)	川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市及び入間郡三芳町
北東部地域 (6市)	行田市、加須市、羽生市、久喜市、幸手市、鴻巣市（平成17年9月30日における北埼玉郡川里町の区域に限る。）

別表 2

基準観測所

地域区分	基準観測所名	水位計	観 測 場 所
東部地域	越谷東	1号井	越谷市増林3丁目1番
中央部地域	浦和	2号井	さいたま市桜区上大久保639-1
西部地域	所沢	2号井	所沢市並木1-13
北東部地域	鷺宮	2号井	久喜市桜田3丁目11番3

別表 3

発令及び解除の基準

緊急時の区分	発令水位	発 令 基 準	解 除 基 準
地盤沈下注意報	東 部 地 域 -21m 中 央 地 域 -14m 西 部 地 域 -63m 北 東 部 地 域 -36m	別表 2 の基準観測所において、地下水位の 1 週移動平均値が、発令水位に達し、かつ、この状態が気象条件等からみて継続すると認められるとき。	別表 2 の基準観測所において、地下水位の 1 週移動平均値が、8 週移動平均値を上回ったとき。
地盤沈下警報	東 部 地 域 -23m 中 央 地 域 -17m 西 部 地 域 -65m 北 東 部 地 域 -37m	別表 2 の基準観測所において、地下水位の 1 週移動平均値が、発令水位に達し、かつ、この状態が気象条件等からみて継続すると認められるとき。	別表 2 の基準観測所において、地下水位の 1 週移動平均値が、4 週移動平均値を上回ったとき。
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水位は、管頭位置を 0 m とした時の地下水位である。 2 1 週移動平均値は、判定日前 1 週間のそれぞれの日における平均地下水位の平均値をいう。 3 4 週移動平均値は、判定日前 4 週間のそれぞれの日における平均地下水位の平均値をいう。 4 8 週移動平均値は、判定日前 8 週間のそれぞれの日における平均地下水位の平均値をいう。 			

別表 4

緊急時の措置に係る地下水の利用者

大量地下水利用者	許可揚水施設使用者等のうち前年の1月1日から1年間の地下水採取量が1,000,000m ³ 以上の工業用、建築物用又は水道事業用に供する者
地下水利用者	許可揚水施設使用者等のうち前年の1月1日から1年間の地下水採取量が100,000m ³ 以上1,000,000m ³ 未満の工業用、建築物用又は水道事業用に供する者
備考 1 工業用とは、「工業用水法(昭和31年6月1日法律第146号)」の規制対象用途に準ずる。 2 建築物用とは、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年5月1日法律第100号)」の規制対象用途に準ずる。 3 水道事業用とは、「日本標準産業分類」大分類G-電気・ガス・熱供給・水道業の中分類38-水道業のうちの上水道業とする。	

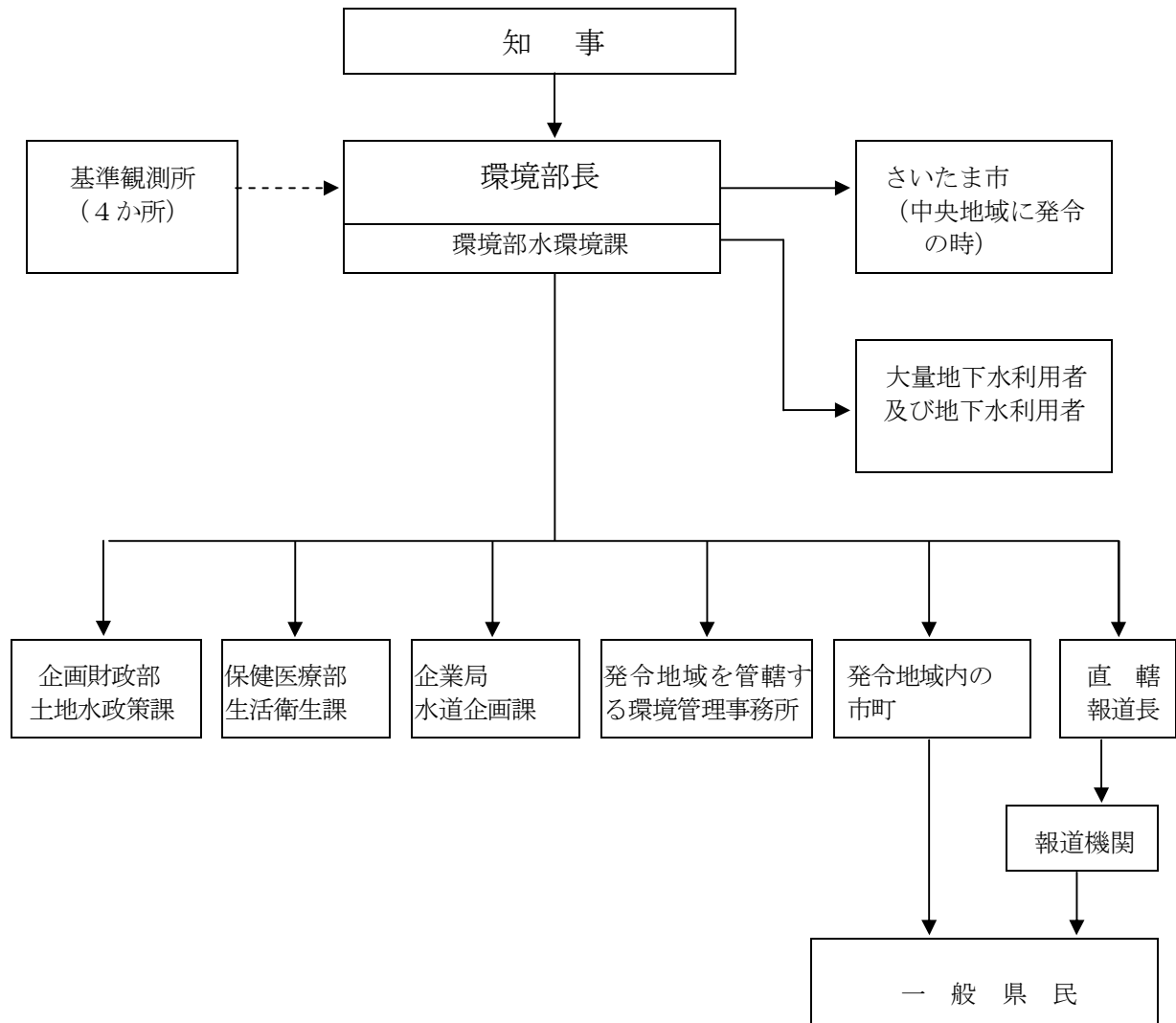
別表 5

地下水採取の抑制措置

緊急時の区分	緊急時の措置	
	大量地下水利用者	地下水利用者
地盤沈下 注意報	1日の地下水採取量が地盤沈下注意報発令日の直前の月における日平均地下水採取量(以下「基準量」という。)を超えないこと。	不要不急の地下水の採取を自粛すること。
地盤沈下 警報	1日の地下水採取量が基準量の95%以内となること。	1日の地下水採取量が基準量を超えないこと。

別図

地盤沈下緊急時連絡系統



様式 1

地盤沈下緊急時の措置実施計画書

平成 年 月 日

あて先

埼玉県 環境管理事務所長

提出者

(電話番号)

地盤の沈下に関する緊急時の措置の実施計画を作成したので、埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱第4条第4項の規定により、次のとおり提出します。

許可（届出）番号						計
注意報発令日直前月の地下水採取量	月間採取量	m ³ /月	m ³ /月	m ³ /月	m ³ /月	m ³ /月
	日平均採取量 A（基準量）	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
地量警 下抑 水制 採計 取画 報 時	地下水採取量 B	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
	抑制率 (B/A) × 100	%	%	%	%	%

備考 一の揚水施設に揚水機が5機以上ある場合は、この様式を複数枚使用し、「合計」の欄は、最後の用紙のみ記載すること。

様式2

緊急時発令期間中の地下水採取の記録

平成 年 月 日

あて先

埼玉県 環境管理事務所長

報告者

(電話番号)

記載担当者氏名

(電話番号)

埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱第4条第5項の規定により、次のとおり報告します。

許可(届出)番号				
注意報発令日	平成 年 月 日	注意報解除日	平成 年 月 日	
警報発令日	平成 年 月 日	警報解除日	平成 年 月 日	
基準量	m ³ /日			
地下水採取量の記録	月/日	地下水採取量 (m ³ /日)	月/日	地下水採取量 (m ³ /日)

- 備考
- 「許可(届出)番号」の欄は、許可揚水施設等に係る揚水機すべての番号を記載すること。
 - 「基準量」の欄は、地盤沈下注意報発令日の直前の月における地下水採取量をその月の日数で除した値を記載すること。
 - 「地下水採取量」の欄は、同一の揚水施設で揚水機が複数ある場合は、各揚水機による地下水採取量の合計量を記載すること。
 - 「地下水採取量の記録」の欄は、発令日から解除日までの毎日の地下水採取量を記録すること。